令和 5 年度 事 業 計 画 書

社会福祉法人 善隣会

経営理念

公益性・公共性を重視した事業活動

社会福祉事業の従事者として、社会福祉法人の果たすべき社会 的役割を遵守し、地域連携とコンプライアンス(法令の遵守)の徹 底により事業の透明性を確保する。

○ 利用者の人権と人間性を尊重した生活支援

人としての尊厳を保ち、健康で自立した生活を支援し、利用者本 位の適切で良質な高齢者サービスを提供する。

○ 地域福祉活動の推進

地域における社会福祉活動を支える拠点として、地域住民や関係諸機関との連携を進める。

○ 高齢者福祉の担い手としてふさわしい人材の育成 社会福祉従事者としての自覚と誇りをもち、専門知識と技術の 向上に努め、利用者及びその家族とより良い人間関係を築ける人 づくりを進める。

令和5年度 法人事業方針

令和5年に入り新型コロナウイルス第8波の感染者数が再び増加し、死亡者数が過去最多となるとともに、中国での感染者数の急増や米国での新たな変異株の発生など、流行がさらに長期化するリスクが次々と発生しました。

一方で世界的な傾向として新型コロナ感染症から脱却し、社会経済活動が推進できる方向へと転換が図られておりますが、我が国においても、医療や社会活動に関する制限措置が緩和され、国民の命と健康を守りながら、平時に近い社会経済活動が可能となるような対応が取られております。

昨年来、高齢者施設においてもクラスターが相次ぎ、病床のひっ迫や重症化し易い 高齢者の感染拡大をどのように防ぎ、命を守ればよいか現場での危機感が高まってい ます。

善隣会においても、昨年末に3施設においてクラスターが発生し、多くの利用者・ 入所者・職員が罹患したため、いかにコロナを抑え込む中で、利用者等の安全を確保 するための対応に迫られたところであります。

また、クラスターによる稼働率への影響は著しく、特に、通所施設における利用者 の施設入所や利用控え等によって減少した稼働率の回復は大変厳しいものがあります。 長引くコロナ禍にあって、介護保険収入の低迷や人件費等の増により厳しい経営状 況が続いております。

令和3年度においては、全国の介護老人福祉施設の43%が赤字経営となっており、 特に従来型施設では50%が赤字との調査結果が出されております。

善隣会では、このような状況にあっても高齢者福祉施設として、"安全で質の高い介護サービスの提供"に努めなければなりません。

令和5年度は、次のとおり法人運営の重点目標を定め、効率的な事業運営を図る中で、健全な法人経営の充実・強化に努めてまいります。

【重点目標】

1、健全な法人経営の推進

- (1)経営の安定化への対応策
- ① 法人経営の安定化を図るため、全職員が一丸となって経費の節減や、稼働目標の達成と着実な加算獲得に取り組み、介護保険収入の増加を図ります。 収入増加策については、⑦全職員が営業マンとして利用者獲得の意識を高めること

①通所事業所の稼働率強化 の入所施設の安定稼働の維持 空加算獲得のための 効率的な人員配置等によって収入増を図ってまいります。

特に、通所事業所の稼働率強化については、コロナ禍での利用控えや利用離れなど解決すべき課題が山積しているため、組織体制を刷新し重点的に対応してまいります。

また、経費の削減については、⑦人件費比率を減少させるための対策 ①各事業所における光熱水費等の徹底した削減 ②各事業所の業務改善 ②効率的な人事配置等を 行ってまいります。

なお、人件費については業績に対する職員意識の向上、業績に応じた人件費の 適正化、賞与決定プロセスの明確化・透明化などを目的として業績連動型賞与制 度を導入していまいります。

② 職員の経営参加意識を醸成するため、管理者や事業所及び全職員を対象とした法 人会議・経営会議・例月事業報告・事業所説明会の更なる充実強化を図り、経営 方針や収支状況等の共有を図る中で、全職員が経営参加する一体感の創出を図り ます。

また、適正な職員数をもって最大の介護サービスを提供する中で、職員の処遇改善にも配意してまいります。

(2) 働き易い職場づくり

職員にとって「働き易い職場」とは、規律が保たれ、人間関係が良好で、モチベーションを維持・向上でき、パフォーマンスを最大限に発揮できる職場であると言われております。

今いる職員が定着し、安全で健康に働ける職場をつくることが、介護サービスの向上に繋がるものであります。

昨年に引き続き「働き易い職場づくり」を前進させるため、⑦人間関係が良好で雰囲気と風通しの良い職場づくり ⑦ケアに対する満足度の向上 ⑦業務量に配意した適正数の配置(業務負担の軽減) ②健康管理の推進(メンタル・腰痛等) ⑦介護機器等の導入 ⑦仕事と育児・介護の両立、などに対する取り組みを強化してまいります。

このほか、運用を開始している介護ケアシステムや見守りカメラの活用を促進し、 入所者の安全確保と介護職員の業務負担の軽減に努めてまいります。

(3)緑が丘事業用地の活用(緑が丘一丁目158番地(867.21㎡) 緑が丘用地の活用は、法人組織の活性化と職員のモチベーションの向上、更には 経営基盤の強化に繋がるため、法人会議を開催し、次のとおり活用方針と事業計 画を策定したところであります。

①活用方針

⑦地域ニーズに応えられる事業であること。 ①健全な事業運営 (安定稼働) が担保されること。 ⑪行政の支援が得られること。

さらに、善隣会が持続可能な法人経営を推進するため、

⑦将来に向け最も有効性が高いこと。
の当該事業のノウハウを熟知していること。

- の実現性が高いこと。
- ②事業計画 (認知症高齢者グループホーム)

「グループホーム山径を緑が丘事業用地への移転し、2ユニットに増設するとともに、現グループホーム山径を特養尚古園ショートへ転換する」

③行政の見解(甲府市福祉保健部)

上記事業計画の実現には、次期(第9次)甲府市介護保険事業計画に「認知症高齢者グループホーム」が、位置付けられることが前提となる。

第9次介護保険事業計画は、令和5年度に計画策定審議会で決定し、令和6年度から令和8年度の3年間で事業を実施することとなる。

計画策定審議会では、「日常生活圏域における地域密着型サービスの状況と、財政的観点も勘案して適正な整備を策定する」ことを基本としており、現状で当該事業が次期事業計画に位置付けられるかは未定であるとしている。

④今後の対応

令和5年度に策定される第9次介護保険事業計画の動向を注視しながら、事業計画の実現に向けて取り組みを行っていく。

2、介護 ICT 導入の推進について

高齢者施設における ICT 機器の導入については、令和3年度に尚古園で介護記録システムを導入し、令和5年3月には、見守り機器の導入と併せて Wi-Fi 環境の整備を行うことで、導入目的である記録業務の効率化や訪室の最適化・転倒事故防止などを実践するとともに、入所者の状況に応じた個別ケア促進を図っております。

今年度、尚古園においては、導入した見守り機器を有効に活用して、見回り回数の減少や転倒事故防止などの効果を高めてまいります。

また、導入により獲得した時間をどのようなケアに使っていくかを実践するとともに、構築した Wi-Fi 環境化での他の ICT 機器の導入についても検討し、介護の質の向上と職員の負担軽減の目的が達成できるように取り組んでまいります。

なお、尚古園以外の事業所においても介護現場の課題を洗いだし、ICT 導入の目的・ねらいを明確にするなかで、善隣会と全体としての ICT 導入を推進してまいります。

3、BCP(業務継続計画)の策定について

令和3年度の介護報酬改定で、すべての介護サービス事業者を対象に BCP の策定、研修・訓練の実施が義務化(3年の経過措置あり)されました。

介護事業所のBCPは、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる方法や手段を取り決めておく計画でありますが、単なる計画ではなく、いかに実行性があるかが重要であります。

既に尚古園では、感染症及び災害発生時のBCPを策定して、研修と訓練の実施に取り組んでおり、他の事業所においても順次策定に向けての取り組みを始めております。

今年度は、3年の経過措置期間の最終年度に当たりますので、善隣会のすべての事業所でBCPを策定することが必要となりますが、善隣会は複数の事業所を有する法人であるため、法人事業所間の連携など法人の全体統制や意思決定も必要となってまいります。

善隣会の事業所のサービスを利用する全ての利用者や、家族への信頼が維持できるように、実効性のある計画策定に努めてまいります。

4,新型コロナ感染症対策

善隣会では、昨年11月~12月にかけて、尚古園デイ、サテライト・デイ、サテ特養尚古園においてクラスターが発生しました。

尚古園デイ(休業3日)では、利用者9名・職員4名、サテ・デイでは、利用者3名・職員2名、サテ特養尚古園では、利用者8名(全て2F)・職員9名が発症いたしました。

それぞれの施設では、感染症発症の原因、感染拡大ルートや職員の関わりの究明、 感染拡大防止への取り組みや職員体制の確保に苦慮する中で、利用者や家族のご協力と職員の懸命なる対応によって、12月後半には終結したところであります。

今後は、今回の経験と反省を踏まえ、再発防止に向けた感染症対策を徹底し、法 人内や職員の家族等が感染(濃厚接触)した場合の職員体制や、個別具体的な対応 策の整備を進める中で、新型コロナ感染症に対する業務継続計画の策定にも取り組 んでまいります。

5, 外国人(ネパール)技能実習生の受入れ

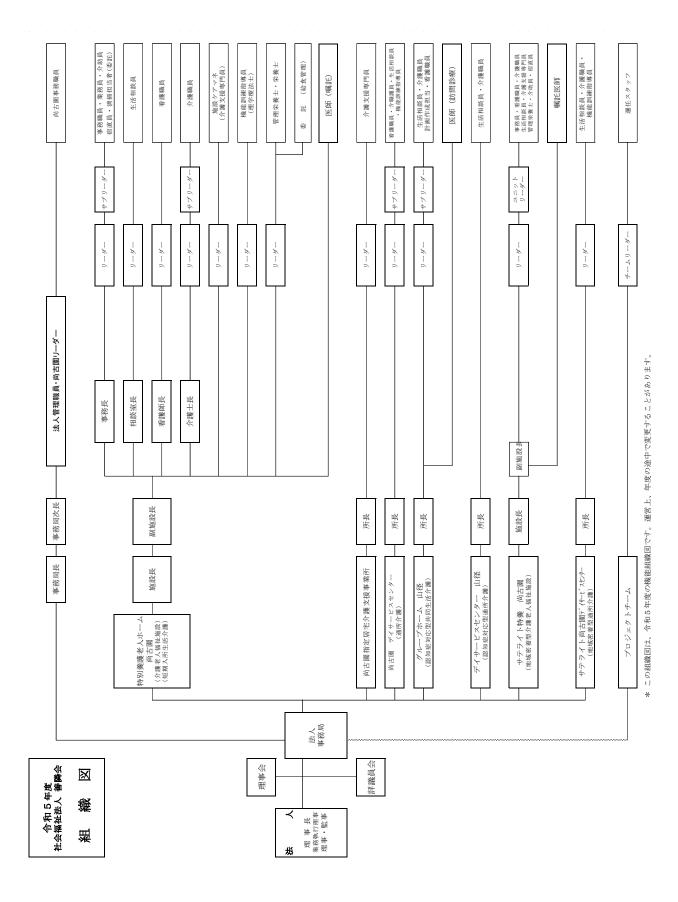
介護職員不足が続き、外国人介護技能実習生に頼らざるを得ない状況にあるため、令和4年度のインドネシア介護技能実習生3名に続き、令和5年度はネパール介護技能実習生2名(女性)の受け入れを行います。

第1期生のインドネシア実習生は、入職後10か月が経過し、日本での生活に馴染む中で順調に介護技術を習得し、本年4月からは夜勤勤務を開始することとなり、介護職員としてひとり立ちすることとなっております。

第2期生のネパール実習生は本年3月に入国し、4月末には尚古園に着任することとなっております。

ネパールは、国情・文化・生活風習面等において、見えない部分が多くありますが、 万全な受け入れ態勢を整え、一日も早く日本での介護生活に順応できるよう支援してまいります。

また、4月に福祉専門学校の新卒者3名を採用するため、ネパール技能実習生を含めた指導育成にも配意しながら、安定した介護体制を構築してまいります。



法人会議一覧

施設区分	会議・委員会名	開催日	会議内容・会議目的	構 成
	理事会	年2回以 上	法人運営の意志決定機関	理事6名・監事2名・法人事務 局
	評議員選任・解任 委員会	理事会で 決定した 日程	法人の評議員の選任及び解任を行う	理事会が選任した、監事1名、 事務局員1名、外部委員1名の合 計3名、(庶務的事項は事務局が 行う)
	評議員会	年1回以 上	法人運営の議決機関 ①理事及び監事の選任・解任 ②役員報酬基準の 策定 ③予算・決算の承認 ④事業計画・事業報 告の承認 ⑤定款の変更 ⑥財産の処分 ⑦社会 福祉充実計画の承認 ⑧その他法令又は定款で定 められた事項	
	法人経営会議	月1回 第4金曜 日	法人運営の実務決定機関	理事長・業務執行理事・事業所 長・法人事務局 他
法人	事業所間連絡会議	随時	ニーズへの対応、サービスの質の向上、その他の 課題について協議し、事業所間の連携及び情報活 用等を行ながらより良い方向性を目指す。	
	第三者委員会	年2回	ご利用者やそのご家族等からの苦情について、 "善隣会苦情解決要綱"に則り、適切な解決を図 る。また、重要なニーズを把握してサービス提供 に生かしていく。	苦情解決責任者(理事長)、業務執 行理事、苦情受付担当者(事業所 長・相談員など)、第三者委員
	リスク対応委員会	必要時	事業運営上のリスクに対して、総合的に対応出来 るように、法人組織体制の確立と想定されるリス ク(身体拘束廃止・虐待防止・感染症予防・事故 防止・個人情報保護等)について、対策を講ずる とともに、意思決定機関としての役割を持つとと もに、法人職員の知識・技術の向上を図る。	
	教育・研修委員会	年4回程度	職員の知識・技術の向上を図り、より質の高い サービスを提供することを目指して、各事業所の 教育研修を管理する。	各事業所長又はリーダー
	衛生委員会	月1回	事業所の労働安全衛生管理に関する基本的事項を 定め、労働災害の防止と快適な職場環境の整備を 図り、職員の安全と健康を確保する。 また、ストレスチェック実施に基づくメンタル 管理及び職場巡視を通じて事業所の安全衛生上の 管理を実施する。	産業医、衛生管理者、衛生委員

事業所別会議一覧

区設力	会議・委員会名	開催日	会議内容・会議目的	構成			
	運営会議	月1回 第3木曜日		施設長・副施設長・相談員リー ダー・看護リーダー・介護士長・介 護リーダー・相談員・ケアマネ・管 理栄養士・機能訓練指導員			
	例月会議	月1回	施設内の各種問題解決を目的として開催し、問題解決に 特化した協議を行うことで、サービス内容の見直しや業 務運営上における改善手段等の策定を行う。	理事長、常勤理事、事務局長、事務 長、看護リーダー・介護士長・相談 員リーダー・その他担当職員			
	リーダー会議	月1回 第1金曜日	介護現場におけるサービスの見直し改善を行ない、生活 支援方針・重点目標に沿ったケアを推進する。	施設長、事務長、介護士長・介護 リーダー・サブリーダー			
	サービス担当者 会議	随時	利用者のアセスメントとケアプラン作成、及び作成した プランの評価・検討・確認のため、家族・本人・関係職 員で協議する。				
	介護ユニット会議	月1回 第2金曜日	生活支援方針・重点目標に沿って、よりきめ細かい業務 推進とサービスの提供を図る。	介護職員			
	入所判定会議	随時	高順位となった入所申込み者の入所・ショート利用希望 者について検討する。	施設長・介護士長・看護リーダー・ 相談員、地域関係者			
	入所受け入れサービス 担当者会議	随時	入所決定者のスムーズな入所のための総合的な検討と、 ケアプランの原案作成のための会議	看護リーダー・介護士長・ケアマ ネ・看護職員・介護職員・相談員・ 機能訓練指導員			
特別	栄養カンファレンス	月1回	多職種で食事・栄養の課題を中心に多角的に相談をし、 計画を立て、実行し、栄養改善を図ることを目的とす る	管理栄養士・看護職員・介護職員 ケアマネ・機能訓練指導員			
養護	ショートステイ 連絡会議	月1回	ショートステイ利用者に、より質の高いサービスを提供 するための情報共有と徹底	相談員・介護職員			
老 人	広報係	年 4 ~ 5 回	入園者とその家族、及び関係機関との連携を深める目的 で、年二回の広報誌"尚古園だより"の作成・発行を行 う。	事務職員・相談員・ケアマネ・介護 職員			
ホーム	防災委員会	年 4 ~ 5 回	職員の防災意識・災害対応能力の向上を図るため、防災 訓練と教育を推進する。また、消防設備の保全を確実に する。	施設長・介護士長・看護リーダー・ 介護職員・相談員・事務職員			
尚	食事検討委員会	月1回程度	利用者のニーズを正確に捉え、より質の高い食事の提供を目的とし、多職種で食事内容を協議する。	施設長・管理栄養士・看護職員・介 護職員・委託業者			
古園	介護事故防止 委員会	年4回	アクシデントレポート及びヒヤリ・ハットの分析と、原 因の改善、事故防止を職員に周知する。	施設長・嘱託医・介護士長・看護 リーダー・介護職員・ケアマネ・機 能訓練指導員・相談員・事務職員			
	感染症対策委員会	隔月程度	感染症の発生・まん延を防ぐためのすべての活動。職員 への感染防止対策の徹底と教育。 (委員長:鷹野きみ 子)	施設長・嘱託医・介護士長・看護 リーダー・看護職員・介護職員・管 理栄養士・相談員・事務職員			
	褥創防止対策 委員会	年2~3回	褥創発生のリスクを評価し防止対策を実践。職員への褥 創防止対策の徹底と教育。LIFE:褥瘡対策の計画表作成 し、加算の取得を継続する。	看護職員・介護職員・管理栄養士・ ケアマネ・機能訓練指導員			
-	虐待防止委員会	年4回	利用者の人権と人間性、尊厳を尊重し、虐待防止に努める。	施設長・副施設長・介護士長・看護 リーダー・ケアマネ・介護職員・相 談員			
-	身体拘束廃止 委員会	年4回	"利用者の人権と尊厳を遵守する"ことの大切さを職員 に浸透させ、ケアのレベルアップにつなげる。	施設長・副施設長・介護士長・看護 リーダー・ケアマネ・介護職員・相 談員			
	口腔衛生管理委員 会	随時	利用者の健康増進の一助として、口腔衛生の管理を推進 していく。	看護リーダー・介護士長・管理栄養 士・介護職員・ケアマネ・介護職員			
	医療行為検討 委員会	随時	看護と介護の協働により、介護職員による医療行為の実施が安全に行えるための体制の整備と実践 喀痰吸引等の実地研修を行い、認定特定行為業務従事者認定書の取得を目指す。」	施設長・嘱託医・介護士長・看護 リーダー・ケアマネ・看護職員・介 護職員・相談員			
尚	業務運営会議	月1回	利用者ニーズに応じた適切なサービスを提供するため に、サービス内容の見直しや業務運営上における改善計 画等の策定を行う。	所長・リーダー・介護職員・看護職 員			
古園	例月会議	月1回	施設内の各種問題解決を目的として開催し、問題解決に 特化した協議を行うことで、サービス内容の見直しや業 務運営上における改善手段等の策定を行う。	理事長、常勤理事、事務局長、所 長・リーダー・その他担当職員			
セディサー	食事検討委員会	月1回程度	利用者の希望に沿った、より質の高い食の提供を目的と する。食事調査を定期的に実施し、ニーズを的確に把握 する。	所長・リーダー			
ビス	サービス担当者 会議	随時	利用者のアセスメントとケアプラン作成、及び作成した プランの評価・検討・確認のため、家族・本人・関係職 員で協議する。	利用者とその家族・サービス担当 者・ケアワーカー・相談員			
	スタッフ会議	月1回	① 翌月のスケジュール調整 ② ケース検討 ③ 入所者 の把握④研修報告	所長・リーダー・相談員・介護職 員・看護職員			

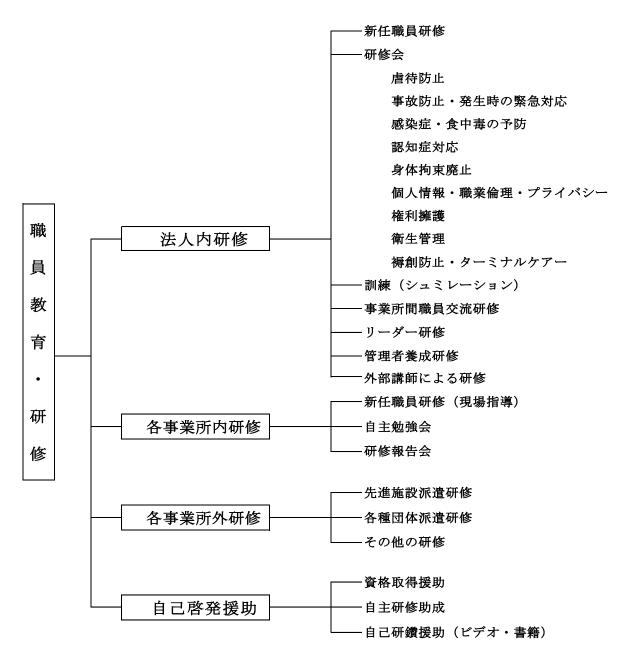
区施 分設	会議・委員会名	開催日	会議内容・会議目的	構 成
	スタッフ会議	月1回	① 次月のスケジュール調整 ② 日々提供している各種 のサービスの自己評価と改善 ③ 職員の教育及び研修	所長・リーダー・ケアマネ 介護職員
ディグ	例月会議	月1回	施設内の各種問題解決を目的として開催し、問題解決に 特化した協議を行うことで、サービス内容の見直しや業 務運営上における改善手段等の策定を行う。	理事長、常勤理事、事務局長、所 長・リーダー・その他担当職員
サービュループ	サービス担当者 会議	随時	利用者のアセスメントとケアプラン作成、及び作成した プランの評価・検討・確認のため、家族・本人・関係職 員で協議する。	所長・リーダー・ケアマネ 介護職員・利用者ご本人・家族 担当主治医
スセンタ	入所判定会議	随時	入所担当者の入所決定に向けた検討。新規入所予定者の スムーズな入所のための総合的な検討。	所長・リーダー ケアマネ
山径	身体拘束適正化会 議	年4回	"利用者の人権と尊厳を遵守する"ことの大切さを職員 に浸透させ、ケアのレベルアップにつなげる。	所長・リーダー・ケアマネ・介護職 員
径	運営推進会議	年6回	利用者、地域住民、市町村職員に対して、提供している サービスを公開し、事業所による利用者や各種情報の抱 え込みを防止し、地域に開かれた施設運営とサービスの 質の確保を図る。	利用者代表・家族代表、民生委員、 地域包括支援センター、自治会長、 有識者、施設関係職員
	サテライト会議	月1回 第1水曜日	円滑な業務推進と安全管理及び職員連携を円滑にするとともにチームワークの強化を図り生産性向上を目指す。 ①重要事項の企画・管理・検討・決定 ②スケジュール の確認 ③本体施設との連携の下、運営に関する諸事項 の検討。	施設長・看護リーダー・ユニット リーダー・ケアマネ・相談員・管理 栄養士
	例月会議	月1回 第2木曜日	施設内の各種問題解決を目的として開催し、問題解決に 特化した協議を行うことで、サービス内容の見直しや業 務運営上における改善手段等の策定を行う。	理事長、常勤理事、事務局長、施設 長・ユニットリーダー・その他担当 職員
	ユニット会議 (スタッフ会議)	月1回	利用者のサービスにかかわることすべて。利用者情報を 共有、生活支援方針・重点目標に沿ってよりきめの細か い業務推進とサービスの提供を図る。	施設長・ユニットリーダー・ケアマネ・相談員・介護職員・ 看護職員・
	サービス担当者 会議	随時	利用者のアセスメントとケアプラン作成、及び作成した プランの評価・検討・確認のため、家族・本人・関係職 員で協議する。	利用者とその家族・看護職員・ケア マネ・介護職員・相談員・管理栄養 士
サテラ	感染症対策委員会	年4回	感染症の発生・まん延を防ぐためのすべての活動。感染 防止指針の策定と標準的感染防止策の継続。職員への感 染防止対策の徹底と教育を推進する。	施設長・看護リーダー・ユニット リーダー・管理栄養士・相談員・ケ アマネ
イト特	介護事故防止 委員会	年4回	インシデントレポート及びヒヤリ・ハットレポートの分析と改善・事故防止を職員に周知する。事故発生時の対応を文書等で明確にする。事故防止の研修を推進する。	施設長・ユニットリーダー・看護 リーダー・相談員・ケアマネ・介護 職員
養尚古園	身体拘束等廃止委 員会	年4回	"利用者の人権と尊厳を遵守する"ことの大切さを職員 に浸透させ、ケアのレベルアップにつなげる。	施設長・ユニットリーダー・看護師 長・ケアマネ・介護職員・相談員・ 管理栄養士
[AS]	虐待防止委員会	年4回	利用者の人権と人間性、尊厳を尊重し、虐待防止に努める。	施設長・ユニットリーダー・看護師 長・ケアマネ・介護職員・相談員・ 管理栄養士
	栄養カンファレンス	月1回	利用者の身体・接触・栄養状況を把握し、多職種で食事 内容の検討・栄養計画を協議する。	管理栄養士・看護職員・介護職員 ケアマネ 相談員
	サテライト 食事検討委員会	月1回程度	利用者の希望に沿った、より質の高い食の提供を目的とする。食事調査を定期的に実施し、ニーズを的確に把握する。	施設長・管理栄養士・看護職員・介 護職員・委託業者
	入所判定会議	随時	入所担当者の入所決定に向けた検討。 新規入所予定者のスムーズな入所のための総合的な検 討。	施設長・ユニットリーダー・ 相談員・看護リーダー・ケアマネ
	運営推進会議	年6回	利用者、地域住民、地域介護保険支者等に対して、提供 しているサービスを公開し、事業所による利用者や各種 情報の抱え込みを防止し、地域に開かれた施設運営と サービスの質の確保を図る。	利用者代表・家族代表、民生委員、 地域包括支援センター、自治会長、 有識者、施設関係職員
サテラ	例月会議	月1回 第2木曜日	施設内の各種問題解決を目的として開催し、問題解決に 特化した協議を行うことで、サービス内容の見直しや業 務運営上における改善手段等の策定を行う。	理事長、常勤理事、事務局長、所 長・リーダー・その他担当職員
ノイト尚古園デイ	スタッフ会議	月1回	利用状況等の報告及び生活支援方針・重点目標に沿ったサービス提供内容の実施確認・協議・周知徹底を通じて、適切なサービス提供の実現を図る。ご利用者が安心できる居場所としての役割を果たせるよう、身体拘束廃止・虐待防止・感染症対策・事故防止等の検討を行う。	所長、相談員、介護職員
	サービス担当者 会議	随時	利用者のアセスメントとケアプラン作成、及び作成した プランの評価・検討・確認のため、家族・本人・関係職 員で協議する。	利用者とその家族・サービス担当 者・ケアワーカー・相談員
サービ	運営推進会議	年2回	利用者、地域住民、地域介護保険支者等に対して、提供 しているサービスを公開し、事業所による利用者や各種 情報の抱え込みを防止し、地域に開かれた施設運営と サービスの質の確保を図る。	利用者・家族代表、民生委員、地域 包括支援センター、自治会長、有識 者、施設関係職員
スセン	サテライト 食事検討委員会	月1回	利用者の希望に沿った、より質の高い食の提供を目的とする。食事調査を定期的に実施し、ニーズを的確に把握する。	所長・担当職員

職員教育・研修の指針

社会福祉法人善燐会の経営理念及び運営基本方針に則り、**ご利用者の尊厳を守り、ご利用者 のQOL (生活の質) の向上を目指す**ことを目的に、職員教育・研修体系に基づき、職員教育・研修を実施していくことにより、介護の専門職としての技術と自覚を持った地域社会に 貢献できる人材を育成するものとする。

- ☆ 社会人としての資質の向上を図る。
- ☆ 職業人としての姿勢・職務に対する責任を自覚する。
- ☆ 専門職としての知識・技術を高める。

(福) 善隣会 令和5年度職員教育・研修体系



事業所別事業計画書

特別養護老人ホーム 尚古園 サテライト特養 尚古園 尚古園指定居宅介護支援事業所 グループホーム山径 尚古園デイサービスセンター デイサービスセンター山径 サテライト尚古園ディサービスセンター

特別養護老人ホーム尚古園

生 活 支 援 方 針

令和 5 年度法人事業方針を踏まえ、ご利用者の立場に立った生活支援をすすめることを基本とする。 また、施設サービス計画に基づき一人ひとりに適した速やかで柔軟性のある援助を効果的に行うため、 多職種間の連携を密にし、心身の健康保持と自立支援に努め、合わせて生活の活性化を図るものとす る。

重点目標

- ☆ ご利用者・ご家族から信頼され満足して頂けるサービスを提供ために、以下の項目について重点 的に取り組んでいく。
 - * ICT を活用した科学的介護の取組みの推進

見守り機器を設置し、利用者様が安心して生活出来る環境を作る。

同時にこれまで見えなかった部分を視える化する事で今後の事故予防に繋げていく。

見守り機器を活用し介護者の無駄な動きを軽減する。

- * 衛生管理や環境整備に努め、清潔な環境を提供する。
- * 介護事故ゼロを目標とし、利用者様に安全、安心したケアを提供していく。
- * 利用者様の尊厳を守るという介護職員としての自覚を持ち、「より早く」「より優しく」 「より大切に」を心掛け利用者様を大切にする姿勢(接遇)の向上に努める。
- * 口腔衛生管理の強化(訪問歯科との連携)
- * 継続的な介護サービス提供のための業務継続計画 (BCP) の策定と感染症対策の徹底

実施 内容

- (1) 生活援助
 - ・ 管理的・画一的援助にならないようにご利用者、ご家族、多職種で話し合い策定した施設サービス計画に基づき、ご利用者一人ひとりにあった生活援助に努める。
 - ・ 残存機能を引き出し、ご利用者それぞれの自立した生活への援助に努めるとともに、変化に対しては速やかで柔軟性のある援助に努める。
 - ・ ご利用者の主体性を損なうことなく意思決定に対して関係者の連携で、側面からの援助に努める。
- (2) 生活指導
 - ご利用者・ご家族の社会的・経済的、また施設の生活支援全般に対しての相談にのり、必要な助言や連絡調整を行う。又、ご利用者・ご家族からの苦情は、それがどのようなものであっても真摯に受け止め誠意を持って対応する。
- (3) 食事・栄養管理
 - ・ 多職種連携による「個別の栄養管理」を継続し、科学的根拠に基づいた食事・栄養管理を提供することで、ご利用者の QOL の維持・向上を図る。
- (4) 保健衛生
 - ご利用者が高齢である事を配慮し、安全に快適な環境で生活できるようにする。
 - ・ 風邪やインフルエンザ等の感染症及び食中毒の発生、まん延を防ぐ。
- (5) 医療・リハビリ
 - ・ ご利用者の老化に伴う心身の状況を的確に把握し、嘱託医・協力病院等の関係機関、ご家族 との連携を密にし、必要に応じて健康保持の為の適切な措置を取り、現在の生活が維持出来 るように努める。
 - ・ 残存機能を活かした日常生活動作と併せて個別機能訓練を実施することにより、日常生活の 質を保てるように努める。

(6) 教養・娯楽

・ うるおいと楽しみのある生活が送れるよう四季折々の行事を大切にし、ご利用者一人ひとり がそれぞれの状態に応じて参加意識の持てる活動を工夫する。

(7) ご家族との連携

・ ご利用者とご家族の精神的なつながりが途切れぬように、個別の家族状況を把握し、信頼関係を築きながらご家族との連携を深める。

(8) 地域交流

• 関係機関や地域との連携を密にし、施設の持つ機能を積極的に地域福祉に提供し、地域福祉 の拠点としての役割を果たしていく。

(9) 環境整備

- ・ 安全に快適に生活できるように、清潔・美観に富んだ環境作りに努める。
- ・ 設備・器具什器等は定期的に点検し、ご利用者の生活に支障がないように努める。

	<u>年</u>	間 行	事	予 定	
	年間	月間	旬間	週間	日課
4月	お花見	諏訪神社参拝			
5月	端 午 の 節 句 母 の 日		甲府デンタルクリニック	深澤先生診察 (水曜)	入浴
6月	創立記念日父の日	物故者供養	(週1回)	サービス担当者	生活リハビリ
7月	七 タ 土用の丑の日	お墓参り	実習生 帝京福祉専門学	会議	レクリエーショ
8月	夏 祭 り		校		ン
9月	十 五 夜 敬 老 の 日	美容室			
10月	十 三 夜 運 動 会	床屋			
11月	豚 汁 会				
12月	ひまわり会忘年会クリスマス会餅 つ き	ひまわり会			
1月	新 年 祝 賀 会 七 草	お好みメニュ			
2月	節分	_			
3月	ひ な 祭 り慰 霊 祭	お菓子レク			

	訓練種目	時期	内容
	総合訓練	5月	警戒宣言発令から、地震発生退避・避難誘導・消火・通 報等の総合訓練
部	消火放水訓練	随時	消火器具の取扱いの熟知を図るため、消火栓・消火器による放水・消火訓練
分	通報訓練 召集訓練	随時	消防機関への通報訓練 警戒宣言発令時、地震・火災発生時の施設内通報訓練 夜間非常招集の実地訓練
練	避難誘導訓練 救護訓練	11 月	火災時の避難誘導訓練 地震発生時、警戒宣言発令時の避難誘導訓練 避難器具の使用方法 負傷者の救護訓練
指導	防災教育	4月・10月	防災の教育 役割分担など確認

サテライト特養尚古園

生 活 支 援 方 針

令和 5 年度法人運営方針を踏まえ、ご利用者の立場に立った生活支援をすすめることを基本とする。 地域密着型施設サービス計画に基づき、住み慣れた地域でこれまでの生活を継続できるよう可能な限 り配慮し、ユニットケアの利点を最大限に活用し、「個別ケア」の促進と「生活の場」の形成をすすめ る。

重点目標

☆地域密着型施設として、ユニットケアの推進と、それに基づく良質な個別ケアの提供。

- ・ 各入居者の「暮らし」を正しく認識し、その方に寄り添い、その方の暮らしを支える介護の実践。
- ・ ユニットケアの概念を各職員が正しく理解し、その考えに基づいた個別性を重視したケアの提供。
- 多様な生活に対応できる介護を提供する為、職員のスキルアップができるよう研修を重ねる。

実施 内容

- (1) 生活援助
 - ・ 管理的・画一的援助にならないように施設サービス計画に基づき、ご利用者一人ひとりにあった生活援助に努める。
 - ・ 残存機能を適切に生かし、自律した生活への援助に努めるとともに、変化に対しては速やかで柔軟性のある援助に努める。
 - ご利用者の主体性を損なうことのないよう留意し援助に努める。
- (2) 生活指導
 - ・ ご利用者・ご家族の社会的・経済的、また施設の生活支援全般に対して相談に乗り、必要な助 言や連絡調整を行う。又、ご利用者・ご家族からの苦情は真摯に受け止め、誠意を持って対応 する。
- (3) 食事
 - ご利用者のQOLの維持のために、給食管理および栄養管理の質を向上させる。
- (4) 保健衛生
 - ・ ご利用者が安全に快適な環境で生活が出来、施設内感染対策を徹底し新型コロナウイルス、 インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症及び食中毒の発生・まん延を防ぐ。
- (5) 医療・リハビリ
 - ・ ご利用者の個別性を把握し、疾患や加齢に伴う心身の変化を的確にとらえ、嘱託医や関係医療機関・ご家族との連携を円滑にし、状況に応じた適切な対応を取り、施設で生活維持ができるよう努める。
 - ・ 多職種間での連携を図りながら、ご利用者の心身の状態に応じて日常生活に必要な機能を維持し残存機能保持に努める。
- (6) 教養・娯楽
 - ・ うるおいと楽しみのある生活が送れるよう四季折々の行事を大切にし、ご利用者一人ひとりが 参加意識の持てる活動を工夫する。
- (7) ご家族との連携
 - ・ ご利用者とご家族のつながりが途切れぬように、個別の家族状況を把握し、信頼関係を築き ながらご家族との連携を深める。
 - ・ ご家族とのコミュニケーションを高めるため、定期的に施設広報誌の配布や利用アンケート等を実施し、ご利用者とご家族と施設が一体となって活動できる体制を構築する。
- (8) 地域交流
 - ・ 関係機関・自治会との連携を密にし、施設の持つ機能を積極的に地域福祉に提供し、地域福祉の拠点としての施設の役割を果たしていく。
- (9) 環境整備
 - ・ 安全に快適に生活できるように、清潔・美観に富んだ環境作りに努める。設備・器具什器等 は定期的に点検し、ご利用者の生活に支障がないように努める。

年 間 行 事 予 定

	<u>#-</u>	[月]	11		<u>事 1, </u>	<u></u>
	年	間	月	間	週間	随時
4月	花 見 サテライト開	会 所記念	お誕生日会		嘱託医回診 (水曜日)	歯科往診
5月	端午の母の	節句日	お好みメニュー 理髪の日		余暇の日	防災訓練サービス担当者会
6月	父 の 環境整	日 備		=	清掃の日 (日曜日)	議
7月	七 土 用 の 丑	タ の 目	甲府市介護相談員	₹		外出・散歩地域行事への参加
8月	夏祭り					買い物
9月	敬 老 十 五 夜	会				
10月	十 三 夜紅 葉 券ハロウィンイ					日 課
11月	環境	整 備				生活リハビリ
12月	ク リ ス マ 餅つき	ス会				レクリエーション
1月	新 年 祝七	賀 会 草				体操
2月	節	分				
3月	ひ な 多	笑 り				

	訓練種目	時期	内 容
	総合訓練 (利用者参加)	9月	◎警戒宣言発令から、地震発生退避・避難誘導・消火・ 通報等の総合訓練
部分	通報訓練 招集訓練	随時	◎消防機関への通報訓練◎警戒宣言発令時、地震・火災発生時の施設内通報訓練◎夜間非常招集の実地訓練
訓練	避難誘導訓練 救護訓練 (利用者参加)	5月	◎火災時の避難誘導訓練◎地震発生時、警戒宣言発令時の避難誘導訓練◎避難器具の使用方法◎負傷者の救護訓練
指導	防災教育 (利用者参加)	9月	◎防災の教育◎役割分担など確認

尚古園指定居宅介護支援事業所

居宅介護支援方針

「甲府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年4月1日施行)」を遵守し、ご利用者やご家族からの介護に関する要望の実現のために、各サービス提供事業者や関係機関との連携に努め、より良い介護生活が実現されるように支援していく。

重点 胃標

- ①甲府市の定める基準に則り、適正なマネジメントを実施していく。
- ②運営基準上必要な書類 (BCP等)を整備し、適正な事業所運営を目指していく。
- ③社会福祉法人の運営する事業所として行政や地域の関連機関、また、法人内事業所等と連携し協力しあっていく。
- ④ご利用者やご家族の介護上のニーズ(必要性や要望)に幅広く応えられるよう、介護保険制度のほか支援に必要な各種制度の知識・理解を深め、実践力を高めていく。

実 施 内 容

- 1. 介護等の相談の受付・連絡・調整
- 2. 介護保険等の書類の代行申請
- 3. ご利用者の心身の状態の把握やご家族の介護状況・生活の様子の確認
- 4. ご利用者・ご家族・介護サービス事業者・その他関係機関との連絡・調整
- 5. 居宅サービス計画の作成
- 6. 給付管理の実施
- 7. 介護、医療、福祉サービスの利用状況の確認
- 8. 福祉・医療機関等との連携
- 9. 委託された介護保険認定調査の実施
- 10. 地域貢献に関わる事項



グループホーム山径

生 活 支 援 方 針

要介護者であって認知症の状態にあるご利用者に対し、家庭的な環境のもとで、人権・人間性の尊重を基本とした生活支援を実践することで、ご利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう努める。

- * お互いに仲良く助け合うホーム
 - 話し合いの場を持ち、互いに理解を求め合える場づくり。
- * 各自が役割を持ち、笑顔があふれるホーム 個々の特徴を理解し、生かしていく。
- * 和やかな会話が絶えないホーム 皆でできることを多く提供していけるようにする。
- * 地域と関りながら暮らすホーム 地域の方達と交流を持ちながら生活を行っていく。

重 点 目 標

- * 重介護者がいる中、その人にあった食事の提供と、日々のレクリェーションや楽しみを提案 し、活性化に繋げる。
- * その人らしさを大切にし、健康を保ち、安心で安全な環境を提供すると共に、業務継続計画 (BCP)の策定と感染症対策の徹底を図ると共に、安定した運営が出来るようにする。
- * 地域の一人であることを意識し、業務継続計画(BCP)策定する中で、災害時等に連携出来るような体制を築く。

<u>実 施 内 容</u>

令和5年度法人運営方針・生活支援方針を踏まえて、併設する特別養護老人ホーム及び協力医療期間 との連携支援体制を強化するとともに、各種関係機関との連携に努め、次の事業を実施する。

- 1. ご利用者の心身の状況に応じた介護
- 2. 食事その他の家事等(ご利用者と共同で行うよう努める)
- 3. ご利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- 4. ご利用者が日常生活を営むうえで必要な行政機関等に対する手続き等
- 5. その他ご利用者に対する便宜の提供
- 6. 共有空間デイサービス利用時の送迎
- 7. 個別に応じた日常生活の介護計画の作成
- 8. 地域の方々との連携を通じ、地域福祉に貢献する。

年間行事予定

<u> </u>							
	年	間	月	間	随	時	
4月	花見	会	誕生	日会	ケーン	ス会議	
5月	外出	レク	各種レク	7・行事		斗往診 洛時)	
6月	外出	レク	体重	測定	歯科	往診	
7月	七:	タ	防災	訓練		祭り行事	
8月	夏祭	5 9	スタッ	フ会議	お楽しる	みランチ	
9月	敬老祝	賀会	内科	往診	(年3~	~4回)	
1 0月	運動	会	なでし	こ会			
1 1月	開所記念日	・紅葉狩り	甲府市介	護相談員			
1 2月	忘年会・	餅つき	床	屋			
1月	新年祝賀名	会・初詣					
2月	節	分					
3月	ひなタ	祭り					

	<u>奶 灰 </u>					
訓練種目		時期	内容			
総 (ラ	合 訓 練 利用者参加)	5月	警戒宣言発令から、地震発生退避・避難誘導・消火・ 通報等の総合訓練			
部	消火放水訓練	随時	消火器具の取扱いの熟知を図るため、消火栓・消火 器・バケツ等による放水・消火訓練			
分訓	通報訓練 召集訓練	随時	消防機関への通報訓練 警戒宣言発令時、地震・火災発生時の施設内通報訓 練、夜間非常招集の実地訓練			
練	避難誘導訓練 救護訓練 (利用者参加)	7月	火災時の避難誘導訓練 地震発生時、警戒宣言発令時の避難誘導訓練 避難器具の使用方法、負傷者の救護訓練			
指導	防災教育	7月・3月	防災の教育 役割分担など確認			

尚古園デイサービスセンター

通所介護支援方針

要支援状態又は要介護状態にあるご利用者の人権・人間性を尊重することを基本として、ご利用者及び ご家族のニーズを的確に把握し、適切な通所介護サービスの提供を目指す。また、可能な限り居宅にお いて、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援するとともに、ご利用者の社会的 孤立感の解消、ご家族の介護負担の軽減に寄与できる事業所を目指すことを方針とする。

- * 安全で安心して楽しめるやすらぎの場を提供します。
- * ふれあいを通して、明日への活力・生きがいが持てるよう応援します。
- * 一人ひとりに合ったかかわりを重視します。

重 点 目 標

- * 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の実施も含め、稼働率目標が達成できるよう、経営基盤強化に寄与する事業運営を目指す。
- * デイサービスの活動状況や PR を SNS 等で発信すると同時に、積極的に地域交流を図りつつ、 地域包括支援センターや居宅事業所等関係機関との情報共有、連携を密にし、地域のニーズに 対応したサービスを提供することにより、利用者の安定的な確保に努める。
- * 感染症標準予防策(スタンダードプリコーション)を徹底し、実効性のある BCP を作成する とともに、家族との連携を図りながら、感染症拡大防止に努める。また、職場内研修等を通じ て感染症に対する知識、対策の理解を深め予防対策の強化、衛生管理を行っていく。
- * 職員間の「ホウレンソウ」(報告・連絡・相談)を徹底し、各職種の連携を深めて協力し合える 関係の維持に努め、チームケアを確立し事業運営基盤の強化を図る。
- * 勉強会や研修等への参加を通じ、職員の介護技術や資質、及び接遇力の向上を図り、質の高いサービスを提供することにより、ご利用者・ご家族・地域から信頼されるデイサービスを目指す。
- * ご利用者の状況を把握し、在宅生活に必要な日常生活動作の維持・向上への取り組みを通して、 ご利用者一人ひとりに寄り添う介護を行う。また、四季折々の行事の提供や環境整備を実施し、 ご利用者が心身ともに楽しく安全に安心して過ごせる、明るく居心地の良い和やかなデイサー ビス経営を目指していく。

実施内容

令和5年度法人事業方針・通所介護支援方針を踏まえて、介護支援事業者等関係機関との連携に努め、 次の事業を通してご利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を 営むことが出来るよう支援するとともに、家族介護の負担軽減を図るものとする。

- 1. 入浴サービス (一般浴・リフト浴・機械浴)
- 2. 給食サービス
- 3. 介護サービス
- 4. 日常動作訓練
- 5. 健康状態の確認
- 6. 送迎サービス
- 7. レクリエーション・余暇活動
- 8. 生活相談・援助
- 9. その他日常生活全般にわたる介護
- 10. 継続的な感染対策の実施

年間行事予定

	平 间 打 争 丁 疋							
	年間	月間						
4月	花見会	【行事・各種活動】 ・誕生日会						
5月	端午の節句、	• 体重測定定						
6月	喫茶レク	・おやつ作り・みそ汁作り						
7月	七夕	・各種レク・行事・地域交流・地域行事参加						
8月	納涼行事	1 地域文机 地域门事参加						
9月	敬老会	 【防災】						
10月	運動会	・防災訓練(防災計画に応じて) ・防災教育						
11月	紅葉行事	1 例次教育						
12月	クリスマス	【会議・勉強会】						
1月	新年祝賀会 もちつき	・スタッフ会議 ・ケースアセスメント会議						
2月	節 分	• 業務運営会議						
3月	桃の節句	・事業所研修会 ・研修報告会 (随時)						

	<u>例炎訓練十間計画</u>						
	訓練種目	時	期	内			
	総合訓練	9	月	警戒宣言発令から、災害発生退避・避難誘導・消火・ 通報等の総合訓練			
部	消火放水訓練	随	時	消火器具の取扱いの熟知を図るため、消火栓・消火 器・バケツ等による放水・消火訓練			
) 分 訓	通報訓練 召集訓練	随	時	消防機関への通報訓練 警戒宣言発令時、災害発生時の施設内通報訓練 夜間非常招集の実地訓練			
練	避難誘導訓練 救護訓練	1 2	•3月	火災時の避難誘導訓練 地震発生時、警戒宣言発令時の避難誘導訓練 避難器具の使用方法、負傷者の救護訓練			
指導	防災教育	9	月	防災の教育、役割分担など確認			

デイサービスセンター山径

通所介護支援方針

認知症であるご利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じた日常生活を営む事が出来るよう、必要な日常生活上の援助を行なうことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご利用者のご家族の心体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- * 入居されている方と会話を楽しみ活動できる場を提供します。
- * ゆったりとお風呂に入れる時間を大切にします。
- * 安全・安心に過ごせるようきめ細かい関わりを持ちます。

重点 厚標

- * ご利用者が自身のできる事を維持し、心身の機能が活性化できるように支援する。
- * ご利用者の個々の状況を的確に把握し、柔軟に対応、ご家族との情報交換を行い、在宅生活が 継続できるようなサポートをしていく。

実 施 内 容

令和 5 年度法人運営方針・通所介護支援方針を踏まえて、介護支援事業者等関係機関との連携に努め、より細やかな心配りサービスの提供に心がけ、次の事業を実施する。

- 1. 入浴サービス (一般浴)
- 2. 給食サービス
- 3. 介護サービス
- 4. 健康状態の確認
- 5. 送迎サービス
- 6. レクリエーション・余暇活動
- 7. 生活相談・援助
- 8. その他日常生活全般にわたる介護

年間行事予定

	年間	月 間	随時
4月	花見会	誕生日会	防災訓練(年2回)
5月	野外レク		
6月	野外レク	スタッフ会議	勉強会
7月	七夕	> . A ~24	TT (factor (I), A
8月	納涼会	ケース会議	研修報告会
9月	敬老会	仁古A	<u> </u>
10 月	運動会	行事食	献立検討会
11 月	開所記念日・野外レク	体重測定	
12 月	クリスマス会・餅つき	产生例是	
1月	新年祝賀会	なでしこ会	
2月	節分	· · · · · ·	
3月	ひな祭り		

サテライト尚古園デイサービスセンター

通所介護支援方

針

要支援又は要介護状態にあるご利用者の人権・人間性を尊重することを基本理念とし、ご利用者及びご家族のニーズを的確に把握し、常にご利用者の立場に立った通所介護サービスに努めるものとする。

- * 事業所の立地条件を活かし、地域との関わりを持てる取り組みを行うことで日常生活が有意義 に過ごせるような支援を行ってまいります。
- * 少人数ならではのきめ細かいケアなど、一人ひとりに合った関わりをします。
- * 安全で安心して楽しめるやすらぎの場を提供します。

<u>重 点 目 標</u>

- * ご利用者の個々の状況を的確に把握、柔軟に対応し、個別性をより重視したサービス提供を実施する。
- * 日常生活機能を維持でき、在宅生活が継続できるようなサポートをしてゆく。
- * 地域密着型施設の特性を活かし、季節ごとの地域の社会資源を積極的に取り入れて、社会交流 の機会を多く提供する。

実 施 内 容

令和 5 年度法人運営方針・通所介護支援方針を踏まえて、介護支援事業者等関係機関との連携に努め、 次の事業を通してご利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を 営むことが出来るよう支援するとともに、家族介護の負担軽減を図るものとする

- 1. 入浴サービス(一般浴・機械浴)
- 3. 介護サービス
- 5. 日常動作訓練
- 7. レクリエーション・余暇活動
- 9. その他日常生活全般にわたる介護
- 2. 給食サービス
- 4. 健康状態の確認
- 6. 送迎サービス
- 8. 生活相談・援助

年間行事予定

114 14 4 7	年間	随時
4月	花見会、開所記念祭(お楽しみ食)	【行事・各種活動】
5月	母の日	・誕生日会
6月	父の日	・手作りおやつ作り ・各種レク・季節行事
7月	七夕	・地域交流
8月	夏祭り	
9月	敬老会	【会議・勉強会】
1 0月	ハロウィンイベント	・スタッフ会議(ケース検討会)
1 1月	寿司ランチ	・事業所内勉強会(随時) ・研修報告会(随時)
1 2月	クリスマス・もちつき	, 利尼拉口云(随时)
1月	新年会	
2月	節分	
3月	ひな祭り	

訓練種目		時 期	内容
総合訓練(利用者参加)		9月	◎警戒宣言発令から、地震発生退避・避難誘導・消火・通報等の総合訓練
部分	通報・招集訓練	随時	◎消防機関への通報訓練◎警戒宣言発令時、地震・火災発生時の施設内通報訓練
訓練	避難誘導訓練 救護訓練	5月	◎火災時の避難誘導訓練◎地震発生時、警戒宣言発令時の避難誘導訓練◎避難器具の使用方法◎負傷者の救護訓練
指導	防災教育	9月	◎防災の教育 ◎役割分担など確認